

議案第 78 号

墨田区営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 25 年 11 月 26 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区営住宅条例の一部を改正する条例

墨田区営住宅条例（平成 9 年墨田区条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項第 8 号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

付 則

この条例は、平成 26 年 1 月 3 日から施行する。

（提案理由）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正により同法の題名が改められることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。